官業民営化等WGヒアリング調査票（公的施設等の整備・管理・運営）

〔所管省庁名： 国土交通省〕

1. 名称	港湾
2. 根拠法令	港湾法等
3. 実施主体	国、地方公共団体、港務局、民間事業者等
4. 従事者数	765人（平成16年度本省職員＋地方整備局港湾空港部職員）
5. 予算額	2，771億円（平成16年度当初予算：国費）
6. 事業の内容	港湾施設の整備・管理主体は公的主体に限られておらず、実際にも、民間事業者が港湾内の相当部分において自ら港湾施設の整備・管理を行っているところ。 一方、港湾全体の適正な管理及び運営を行うため、地方公共団体又は港務局が港湾管理者となることとされており、港湾計画の作成、自らが所有する港湾施設の整備・管理等の業務を行っているところ。
7. 民間移管の具体的内容	港湾は面的に一定の広がりを持ち、多数の港湾施設から構成される公物であるが、その中には民間所有の施設も含まれており、港湾内における、民間事業者による港湾施設の整備・管理等は相当程度進んでいるところ。 また、公共施設たる港湾施設の整備・管理等に係る民間移管については、既に以下の制度が措置されている。 ①PFI法に基づくPFI事業（平成11年10月1日施行） ②構造改革特別区域法に基づく特定埠頭運営効率化推進事業（平成15年4月1日施行） ③地方自治法に基づく指定管理者制度（平成15年9月1日施行）
8. 更なる民間開放についての見解	公共施設たる港湾施設の整備・管理等については、既に以下の制度により民間開放が図られているところであり、引き続きこれら制度の活用を図ってまいりたい。 ①PFI法に基づくPFI事業 平成11年にPFI法が制定され、同法に基づくPFI事業において、公共施設等の建設、維持管理及び運営等につき民間事業者の参入が認められ（平成11年10月1日施行）、また平成13年の同法の一部改正により、PFI事業者に対し行政財産を貸し付けることが可能とされたところ（平成13年12月12日施行）。 現時点でPFI事業を実施している港湾は三港であるが、税制の特例措置、財政投融資、無利子貸付等の支援措置を引き続き講じることにより、更なる民間事業者の参入を推進し、港湾運営の効率化を図ってまいりたい。 ②構造改革特別区域法に基づく特定埠頭運営効率化推進事業 平成14年に構造改革特別区域法において「特定埠頭運営効率化推進事業」を創設し、民間事業者に対し行政財産たる公共コンテナターミナルを貸し付けることを可能としたところ（平成15年4月1日施行）。 現時点で特定埠頭運営効率化推進事業を実施している港湾は二港であるが、本事業の導入により、民間事業者の創意工夫を活かした公共コンテナターミナルの一体的効率的運営の実現が期待されるものであり、今後、本事業がより多くの港湾で活用されるよう、積極的に取り組んでまいりたい。 ③地方自治法に基づく指定管理者制度 平成15年の地方自治法の一部改正により、「指定管理者制度」が創設され、地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者に行わせることが可能になったところ（平成15年9月1日施行）。 港湾施設については、各港湾管理者に対し指定管理者制度の導入が可能となった旨の通知を発出したところ（指定管理者は、使用許可等も含めた港湾施設の管理を行うことができることとなっている。）。指定管理者制度については、改正地方自治法附則により三年以内に条例を整備することとなっており、各港湾管理者との連携を図りつつ、港湾施設における指定管理者制度の導入を推進してまいりたい。

港湾法に基づく港湾施設

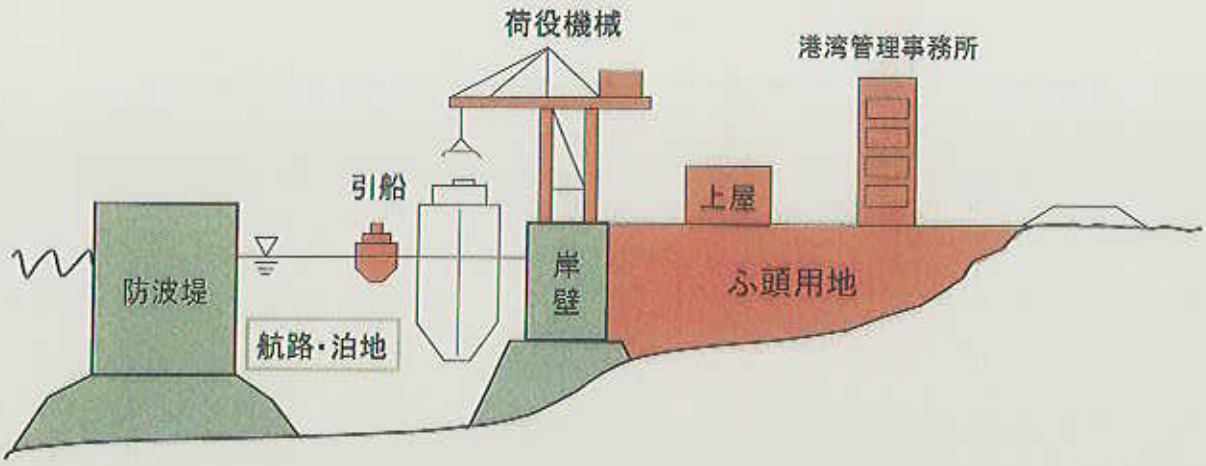

○港湾法（昭和25年法律第218号）

（定義）

第2条 （略）

2～4 （略）

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯等

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設等

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労務者の休泊所、診療所等

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫等

十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地

十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船等

北九州港（ひびきコンテナターミナル）ＰＦＩ事業の概要

コンテナターミナルの概要	－１５m岸壁（２バース）、－１０m岸壁（２バース） 埠頭用地　約４０ヘクタール
事業の内容	ガントリークレーン等の公共荷捌き施設等の整備及びターミナル全体の運営
整備費	ＰＦＩ事業者が行う公共荷捌き施設等の整備費用　約１５０億円
事業期間	平成１５～４１年度（事業実施協定の締結日から、供用開始日から起算して２５年を経過する日まで）
スケジュール	平成１２年　５月　北九州市が実施方針公表 １２月　ＰＳＡ社（シンガポール港他を運営）、上組、新日鐵等１７社から成る企業グループを優先交渉者に選定 平成１３年１２月　北九州市とグループの中核出資者であるＰＳＡ社との間で基本協定締結 平成１５年８月,10月　運営会社設立準備会開催 平成１６年１月26日　民間企業１６社及び北九州市が出資協定締結 運営会社（ひびきコンテナターミナル株式会社）設立 ２月　５日　北九州市と運営会社が事業実施協定締結 コンテナターミナル整備事業着手 平成１６年度中　供用開始予定

［コンテナターミナルの想定される運営スキーム］

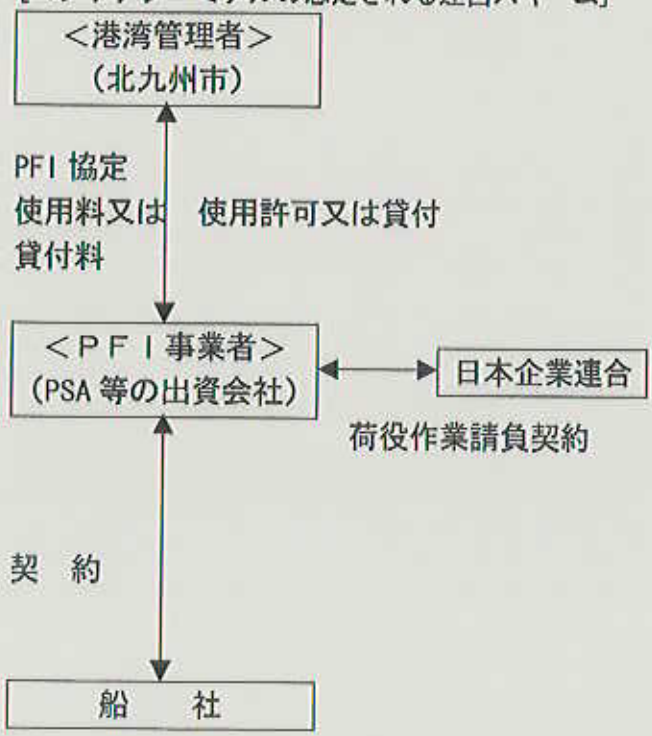

［完成予想図］

［位　置　図］

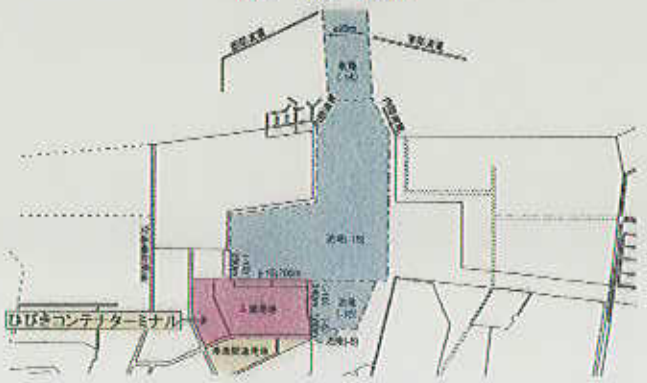

常陸那珂港ＰＦＩ事業の概要

コンテナターミナル（北ふ頭）の概要	平成１２年４月に供用開始 -14m 岸壁（1 バース）、-12m 岸壁（1 バース）、-10m 岸壁（1 バース）
事業の内容	ガントリークレーン等の公共荷捌き施設等の整備及びターミナル施設全体の一体的管理運営
整備費	全体整備費　３０億円（予定）
事業期間	２０年（Ｈ１２年～３２年）
スケジュール	平成１２年３月　茨城県が実施方針公表 ４月　常陸那珂埠頭㈱を優先交渉者に選定 ６月　茨城県と常陸那珂埠頭㈱がＰＦＩ事業契約締結、ＰＦＩ事業を開始

※常陸那珂埠頭㈱は平成１５年３月に合併により茨城港湾㈱となった。

［コンテナターミナルの運営のスキーム］

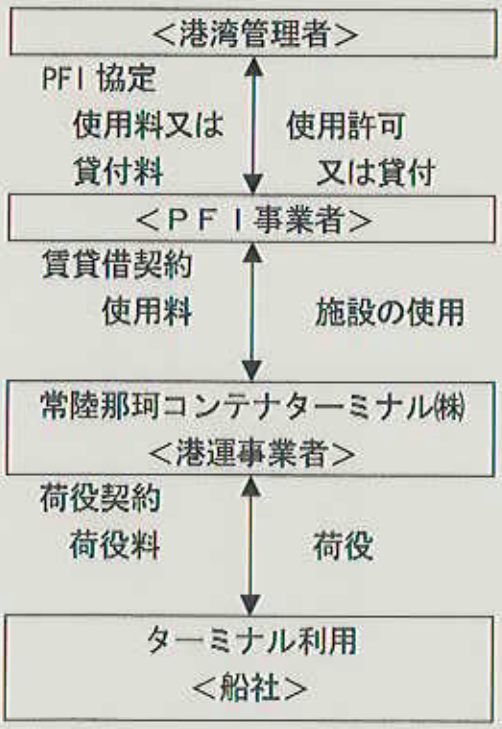

［完成予想図］
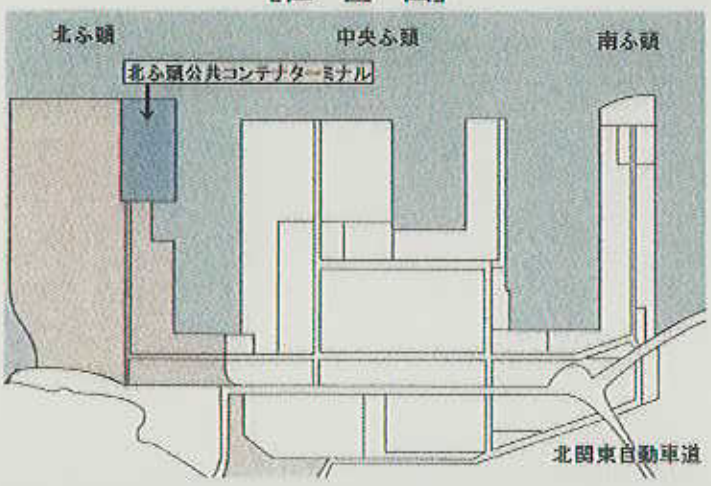
［位　置　図］